

平成30年度競技会の参加にあたって

1 競技者・団体登録について

- (1) この要項に記載してある競技会に出場する競技者および団体は、すべて平成30年度(公財)日本水泳連盟の競技者登録・団体登録を完了していなければならない。ただし、登録を抹消された者は、すべての公式競技会及び公認競技会に出場できない。
- (2) 上記以外の、加盟団体が主催する公認競技会にあっても同様とする。また、未公認の競技会の参加にあっても、競技者登録を完了していることが望ましい。

2 エントリータイムについて

- (1) エントリータイムは、大会毎に設定された「参加標準記録」を突破した記録(同タイムを認める)であることを要し、記録の1/100秒までを対象とする。
- (2) 記録は、(一財)北海道水泳連盟(以下「本連盟」という。)及び(公財)日本水泳連盟が公認した公式記録(国際大会を含む。)でなければならない。ただし、加盟団体が主催する公認競技会にあつては、加盟団体の認定競技会及び(公財)日本水泳連盟の泳力検定会の記録も認めるものとする。
- (3) 混合リレーを除くリレー競技の第一泳者、1500m自由形の800mにおける正式時間を含む。

3 競技者の参加年齢の決定は、各大会において定めのある場合を除き、大会当日(第1日)を基準とする。

4 競技会の申込みについて

- (1) この要項に記載してある競技会の申込みは、Web-SWMSYSを利用しエントリーを行うこと。ただし、要項に特別の定めが有る場合及び全国JOCジュニアオリンピック夏季・春季タイムトライアル大会はこの限りでない。

(2) 本連盟への申請書類等

ア 参加登録団体

- ① 競技会申込データ一覧表(エントリーTIME)・(リレー※必要により)
- ② 競技会申込明細表
- ③ 申込総括表(申込金の振替払込金受領証のコピーを添付) (様式1)

※様式は平成30年度のものを使用すること。本年度以外の物は受け付けない。

※振込名は参加登録団体名で、入金内容を記入すること。

イ 加盟団体 競技役員推薦書 (別添様式)

- (3) 申込金振込先 銀行名 : ゆうちょ銀行
口座名 : (財)北海道水泳連盟
口座番号 : 02720-9-1911
- (4) 申込場所 〒062-0905 札幌市豊平区豊平5条11丁目1-1 北海道立総合体育センター内
一般財団法人北海道水泳連盟 競技委員会 宛
- (5) 大会毎に設定された申込締切日を厳守すること。書類の遅着は認めない。
- (6) 申込書類は、本連盟へ直接持参するか、配達証明の残る簡易書留・宅配便等を利用すること。
(普通郵便は不可とする。)
- (7) 一度納めた申込金は、理由の如何にかかわらず返金は認めない。
- (8) 申込み後、当連盟ホームページにエントリー情報を掲載するので、事前確認期間中のタイム訂正を認める。ただし、種目変更は認めない。

(9) エントリー時と異なる団体からの、出場は認めない。ただし、転居等のやむを得ない事情がある場合は、大会開催の10日前までに本連盟「競技委員会」に申し出ること。

5 招集について

(1) 招集は、その種目の競技開始20分前に終了する。

(2) 競技者は、招集員の点呼を受け、水着の確認を受けなければならない。

(3) 招集時間（予め招集時間を指定された大会を含む。）を過ぎた場合は、「棄権」とみなしその競技の出場権を失う。リレー競技の場合は、全員が揃っていないなければならない。

6 棄権について

(1) 競技を棄権する場合は、大会当日の最初の競技開始の1時間前までに「棄権届」を招集所に提出しなければならない。決勝競技については、その競技開始の1時間前までとする。

(2) この要項に記載してある競技会（中学校・高等学校関係大会を除く。）で、予選競技の結果でB決勝・決勝の出場権を得た競技者またはリレーチームが棄権をする場合（棄権とみなされた場合も含む。）は、棄権料を納入しなければならない。補欠者（チーム）も同様とする。

ア 棄権料 棄権1回につき 3,000円 ただし、リレー競技は5,000円

イ 棄権料は、大会当日、遅滞なく招集係へ納めなければならない。

(3) 補欠者は、決勝のみの大会は2名、B決勝・決勝の大会は3名とする。

(4) 所属する登録団体は、棄権競技者（またはチーム）と連帯して棄権料を支払う義務を負う。
ただし、棄権の理由が競技会の期間内にアリーナ内でこうむった負傷による場合はこれを免除する。

7 上訴審判団の設置について

(1) 平成30年度北海道体育大会第73回北海道選手権水泳競技大会兼第73回国民体育大会水泳競技大会北海道予選会においては、上訴審判団を設置する。

(2) 抗議は、招集所に備付けの「抗議書」（書式⑩）に必要事項を記入の上、抗議料5,000円を添えて大会本部に提出すること。

8 不行跡行為に対する制裁について

以下の行為については、選手の記録を抹消する他、行為者および所属団体を含め以後の競技会への参加を認めない等の制裁を課すことがある。また、行為者の範囲については、選手、監督、コーチ並びに保護者等の団体関係者全てを含むものとする。

① 不正な手段による大会エントリー

② 虚偽所属による大会出場

③ 故意に競技の進行を妨げる行為

④ 競技役員・看護師・救助員等の指示を無視する行為

⑤ 大会の品位を著しく傷つける行為等

9 商業ロゴマーク等の規制について

全ての競技者、監督、コーチ及び役員は、アリーナ内の定められた場所において着用する水着及びウェア・持ち物に付けることができる所属チーム等の名称・マーク、スポンサーのロゴマーク・メーカーのロゴマークについては、（公財）日本水泳連盟の「競技会において着用又は携行することができる水泳用品、用具の商業ロゴマーク等についての取り扱い規定」に従わなければならない。（違反があった場合は、その大会の出場を停止させることもある。）

10 監督者会議への出席について

監督、コーチは、競技規則、競技会要項を熟知するとともに、競技会前に監督者会議が設定されている場合には必ず出席し、決定された指示や連絡事項を競技者に適切に伝達すること。

11 本連盟の公式競技会・公認競技会は、全自動審判計時装置を使用する。

12 記録の公認

(1) 本連盟が公認する記録は、(公財)日本水泳連盟が公認した公式記録(国際大会を含む。)であり、かつ、本連盟及び本連盟の登録団体を代表して参加した場合に限られる。

(2) 本連盟に所属していない道内居住の大学生については、以下の条件を満たすこと。

① 所属する大学が「北部学生委員会」の登録団体であること。

② 所属する大学の所在地が、北海道内であること。

(3) 北海道選手権兼国体北海道予選会の特例

大会要項により参加を認められた者の所属は、本連盟の登録団体であることを要しない。

(4) 新記録公認申請手続きについては、本連盟ホームページを参照のこと。

(5) この要項に記載してある公式競技会の、北海道新記録(高校～学童新記録及びタイ記録を含む。)は即日公認とし、公認大会については新記録発生の申請を受理した後、競技委員会の審査を経て公認となる。

13 この要項に記載してある札幌市平岸プールで開催される競技会(中学校・高等学校関係大会を除く。)に参加しようとする登録団体は、団体参加費3,000円を納入すること。

14 派遣役員の資格等について

(1) この要項に記載してある競技会(中学校・高等学校関係大会を除く。)に参加しようとする登録団体は、競技役員(有資格者)1名を派遣すること。また、規定の競技役員を派遣できないときは、競技会運営負担金として1名につき5,000円を納入すること。

(2) この要項に記載してある競技会(中学校・高等学校関係大会を除く。)に参加を希望する者で所属する登録団体が北海道外の者は、上記派遣義務を免除する。

15 障がい保険について

この要項に記載してある競技会に参加する15歳以下(中学生以下)の者は、スポーツ障害保険またはそれに準ずる保険に加入していること。

16 この要項に記載してある競技会(中学校関係大会を除く。)で、中学生以下の出場者は、保護者の同意書を必要とする。同意書は本連盟規定の様式とし、大会当日引率責任者が持参すること。

17 撮影許可(盗撮防止)について

(1) 競技者を保護するため、許可の無い撮影は携帯電話を含め一切禁止する。また、アリーナ内においては、本連盟が特別に許可した場合を除き、競技者、監督コーチを含め一切禁止する。

(2) 撮影許可証は、参加登録団体で一括して事前に本連盟に申請しなければならない。当日、大会会場での申請は出来ないため、関係者への伝達を徹底すること。

(3) 競技会場内における、カメラ・ビデオ撮影の厳格な管理の徹底を図るため、会場管理者および所轄の警察署に協力を要請する。

(4) 撮影中は、必ず許可証(シール)を常に機器もしくは上衣の胸等の見える場所に貼ること。競技中は、競技役員等関係者が常に会場の見回りを行う。

18 個人情報及び肖像権の取扱いについて

本連盟の公式競技会・公認競技会における個人情報及び肖像権の取扱いについては、「公式競技会及び公認競技会における個人情報及び肖像権に関わる取扱いについて」((公財)日本水泳連盟規定を準用する。

19 禁煙及びゴミの取扱いについて

この要項に記載してある競技会においては、アリーナ内(観客席を含む。)においての喫煙を禁止し、ゴミはすべて持ち帰るものとする。